

むつ市スマートエネルギービジョン策定事業業務委託

仕様書

むつ市

1 業務名称

むつ市スマートエネルギービジョン策定事業業務委託

2 目的

本業務は、半島地域にあるむつ市を取り巻くエネルギー関連産業の現状を踏まえたスマートエネルギービジョンの策定を通じ、市民協働や産業振興、防災体制の整備によりエネルギー構造高度化先進地域の実現及び地域GXを推進し、地域課題の解消や地域活力の向上を目指すものである。ビジョン策定及び策定に付随する業務の一部を委託することにより、専門的分析やノウハウを活用し、より実行性のあるビジョンを策定することを目的とする。

3 業務委託期間

本業務における業務委託期間は、契約締結日の翌日から令和9年3月19日（金）までとするが、令和8年度エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金（以下、「補助金」という。）の交付により行うものであることから、業務委託期間は変更となる場合がある。この場合、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。

4 業務内容

本業務の業務内容は以下のとおりとする。

(1)エネルギー構造調査

①市内の再生可能エネルギーのポテンシャル調査

ビジョンを作成するにあたって、市内の自然的、経済的、社会的条件を整理し、再生可能エネルギーの導入ポテンシャルを、エネルギー種別に調査すること。

②複数の公共施設の太陽光導入及び省エネルギー可能性調査

市管理の公共施設における太陽光発電設備の導入および省エネルギー施策実施の可能性を調査すること（8施設程度を想定）。

③未利用市有地の太陽光発電ポテンシャル基礎調査

未利用市有地における太陽光発電設備の導入可能性調査を行うこと（2か所程度を想定）。

④青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例を踏まえたゾーニング基礎調査

既存情報として、再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）や環境アセスメントデータベース（EADAS）、国土数値情報、既存の文献・資料等から、市内の自然的・経済的・社会的条件等について情報を収集し、整理を行うこと。

また、調査結果をGIS（地理情報システム）へとりまとめ、ゾーニングマップを作成すること。

⑤市民及び事業者を対象としたアンケート

市民及び事業者の温暖化に対する意識調査（市民 1,500 世帯、事業者 200 件を想定）及び温室効果ガス排出及びエネルギー消費の現状についてのアンケートを実施すること。なお、内容については協議し決定する。

(2)市民との協働による施策検討

市民・事業者アンケートによる再生可能エネルギーへの認知度などに関する意識調査分析、教育分野、空き店舗・空き家・閉校などの未利用施設活用及び健康福祉分野の施策検討のための親子参加型ワークショップ等を開催する。

(3)事業者との協働による施策検討

市内商工団体等と連携し、市内事業者による再生可能エネルギー関連事業創出のためのワークショップ（年 5 回）を開催する。

(4)むつ市庁内での施策検討

むつ市エネルギー構造高度化利用推進体制の構築のため、むつ市職員との施策検討会を開催する（年 4 回）。

(5)検討会の開催支援

エネルギー構造高度化利用推進体制の構築のための検討会開催にあたり、必要な資料の作成や助言を行うこと。また市内の事業者等を構成員とする委員会を組織し、エネルギー構造高度化、地域 GX に向けた短期・長期のアクションプランおよび推進体制の検討会の開催支援を行うこと（3 回を想定）。

(6)スマートエネルギービジョン（案）の作成

(1)～(6)の内容を踏まえ、むつ市スマートエネルギービジョン（案）を作成すること。

5 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとし、仕様の詳細は協議の上で決定する。特に断りが無い場合は電子媒体とする。

- (1) むつ市スマートエネルギービジョン（案）
- (2) むつ市スマートエネルギービジョン概要版（案）
- (3) 太陽光導入及び省エネルギー可能性調査報告書
- (4) 太陽光発電ポテンシャル基礎調査報告書
- (5) ゴーニングデータセット一式
- (6) 業務完了までの会議録、協議記録及び関係資料
- (7) その他関係資料

6 提出書類

受注者は、本業務の着手及び完了にあたって、次の各号に掲げる書類を発注者に提出しなければならない。

- (1) 委託業務着手届
- (2) 委託業務工程表
- (3) 業務実施計画書
- (4) 業務実施体制表
- (5) 総括責任者、業務担当者等選任届（類似業務の経歴等付記）
- (6) 委託業務完了届
- (7) 業務報告書
- (8) 成果品納品書
- (9) その他、発注者が必要と認める書類

7 業務の指示、監督及び工程管理

受注者は、本業務の実施にあたり、発注者が定める監督員と常に密接な連絡を取り、その指示及び監督を受けなければならない。

また、受注者は、発注者との業務上の打合せ事項について打合せ記録簿を作成し、発注者に提出するとともに、その内容について確認を受けなければならない。

8 安全管理

受注者は、本業務の実施にあたり、業務担当者の安全の確保について、適切な措置を講じなければならない。

9 損害賠償

本業務の実施中に第三者に与えた損害及び第三者より受けた損害は、全て受注者の責任において処理解決するものとし、その発生原因、経過、並びに被害状況等を発注者へ正確かつ速やかに報告するものとする。

10 秘密の保持

受注者は、本業務の実施中に知り得た事項及び内容全般について、発注者の許可なく他に漏らしてはならない。本業務の履行期間が満了した後も同様とする。

個人情報を取り扱う場合は、むつ市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年むつ市条例第2号）を遵守するとともに、本業務の履行にあたり、個人情報を含む情報の取り扱いについて、セキュリティ対策を徹底し、情報漏えい、紛失、盗難、改ざんその他の事故等から保護するため、必要な措置を講じること。

個人情報を含む資料の貸与は、安全に資料の授受を行うため、LGWAN-ASPサービスによるデータ転送サービスを利用し、資料の提供を受けるものとする。

11 業務の完了

受注者は、本業務を完了した時には、委託業務完了届、業務報告書、成果品納品書及び成果品を提出し、完了検査を受けるものとする。なお、検査の結果、修正の指示があった場合は速やかに修正を行い、再検査の合格を持って完了とする。

1.2 成果品の納入先

本業務の成果品納入先は、むつ市市民生活部環境政策課環境衛生グループとする。

1.3 成果品の管理及び帰属

本業務により得られた成果品、資料、情報等を他に漏らしてはならない。

成果品、委託業務に関する計画書、報告書等の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、すべて市に帰属する。

成果品は市がホームページ等に掲載等を行えるものとし、必要に応じて再編集・印刷・複製できるものとする。

1.4 データの消去

受注者は、本業務により作成されたデータ等を業務完了後にはすべて消去しなければならない。ただし、発注者が特に保管管理を指示したデータについては、この限りではない。この場合、受注者は保管証等を発注者に提出しなければならない。

1.5 瑕疵等

受注者は、本業務の完了後においても、受注者の瑕疵等に起因する不良な箇所が確認された場合は、速やかに発注者の必要と認める修正、その他必要な作業を受注者の負担において行うものとする。

1.6 作業計画

受注者は、本業務の円滑な実施のため、契約締結後、業務着手前に詳細な作業計画を立案し、適切な実施体制の構築に関する準備を行い、実施計画書として取りまとめた上で、発注者の承認を得るものとする。

1.7 打合せ協議

本業務における打合せ協議は、着手時と完了時に実施するほか、月末時点の進捗管理のため、月次報告として協議を行うものとする。また、必要に応じ、随時協議を行うものとする。なお、着手時と完了時は対面による打合せを原則とするが、それ以外の協議における日程や実施方法については、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。

1.8 関係機関との協議並びに手続き等

受注者は、本業務の実施にあたり、関係機関等との協議並びに必要な申請を行うものとする。また、関係機関等との折衝を要する場合、または折衝を受けた場合は、発注者の指示に従い対応するものとし、発生する全ての経費は受注者の負担とする。

19 その他

受注者は、次に掲げる事項を遵守することとする。

- (1) 本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (2) 本業務の実施に伴う必要な経費は、本仕様書に明記のないものであっても受注者の負担とする。
- (3) 本業務の実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受注者の責任と費用をもって処理することとする。
- (4) 本業務は、経済産業省東北経済産業局の令和8年度エネルギー構造高度化・転換理解促進事業補助金を活用して実施することから、同補助金交付要綱等に基づき適正に処理しなければならない。

20 疑義

本仕様書に定めるもののほか、本業務に関し疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。